○中国地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

中国地方整備局長　栗田　悟

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
九号	出雲市斐川町荘原一〇一番二から同市斐川町上庄原字馬役一四八番一まで	中国地方整備局及び同局松江国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月七日

○四国地方整備局告示第二十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県安芸郡芸西村西分字江尻二二三一番一から南国市物部字東横田七四三番一まで	前	A　八・〇〇～六七・〇〇（メートル）	一二・九〇三（キロメートル）	上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D・E　一〇・一六～一〇一・〇〇	一一・四八五	
	後	A　八・〇〇～六七・〇〇	一二・九〇三	
	後	B・C・D・E　一〇・一六～一〇一・〇〇	一一・四八五	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第二十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び香南市香我美町徳王子字若紫四五〇番一地先から同市野四百九十三号	市町東野字ツノ丸一一三四番一地先まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月九日十七時三十分

○四国地方整備局告示第二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間四国地方整備局及び同局土佐国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

四国地方整備局長　三浦　真紀

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　五十五号及び四百九十三号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
香南市香我美町徳王子字若紫四五〇番一地先から同市野市町東野字ツノ丸一一三四番一地先まで	〇・〇〇～六二・五〇（メートル）	二・二六七（キロメートル）

四　指定する期日　平成二十六年三月九日

○九州地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
東九州自動車道	延岡市北浦町古江字野地久保畠二七二九番五から同市須美江町一〇九〇番四まで	九州地方整備局及び同局延岡河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月八日十五時

○九州地方整備局告示第四十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百一号	行橋市大字吉国字木代一九四番一地内	九州地方整備局及び同局北九州国道事務所
〃	行橋市大字吉国字中ノ坪二三七番三から同市大字吉国字中ノ坪二四六番二まで	〃
〃	行橋市大字吉国字柳二一五番三から福岡県京都郡苅田町大字二崎字一ノ坪一一三番六まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	〃

供用開始の期日　平成二十六年三月九日

○九州地方整備局告示第四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

九州地方整備局長　岩﨑　泰彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百九十七号	唐津市浜玉町谷口字上黒田一一二三番二から同市浜玉町谷口字上黒田一一二三番一まで	九州地方整備局及び同局佐賀国道事務所

供用開始の期日　平成二十六年三月七日

○北海道開発局告示第三十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月七日

北海道開発局長　澤田　和宏

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百七十五号	北海道雨竜郡沼田町字共成二五番九地先から深川市多度志一六一番一地先まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北海道開発局及び同局札幌開発建設部

供用開始の期日　平成二十六年三月七日